

東京都後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

平成31年4月16日 31 福保保国第33号

改正 令和5年1月27日 4 福保保国第1074号

改正 令和5年8月31日 5 保医保国第353号

改正 令和7年3月11日 6 保医保国第2680号

(設置)

第1 都民が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、東京都後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 後発医薬品の安心使用のための現状把握及び具体的方策
- (2) 関係者の理解促進・連携
- (3) 都民に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発
- (4) その他、座長が必要と認める事項

(構成)

第3 協議会は、次の者のうちから、保健医療局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益社団法人東京都医師会の会長、副会長又は理事
- (3) 公益社団法人東京都歯科医師会の会長、副会長又は理事
- (4) 公益社団法人東京都薬剤師会の会長、副会長、常務理事又は理事
- (5) 一般社団法人東京都病院協会の会長、副会長、常任理事又は理事
- (6) 一般社団法人東京都病院薬剤師会の会長、副会長、専務理事、常任理事又は理事
- (7) 一般社団法人東京医薬品卸業協会の理事長、副理事長、理事、監事、参与
- (8) 東京都保険者協議会の会長
- (9) 全国健康保険協会東京支部の支部長
- (10) 健康保険組合連合会東京連合会の常務理事
- (11) 共済組合の代表
- (12) 国民健康保険組合の代表
- (13) 東京都後期高齢者医療広域連合の管理課長
- (14) 都民代表
- (15) 特別区国民健康保険課長会及び東京都市国民健康保険協議会の代表

(委員の任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 協議会の議事進行を行うため、協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故ある時は、その職務を代理する。

(招集等)

第6 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(委員への謝礼の支払い)

第7 委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した会議への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、座長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、保健医療局保健政策部国民健康保険課及び保健医療局健康安全部薬務課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。